

2008年4月23日

各位

旭化成株式会社

## 当社の株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について（概要）

当社は、本日開催された取締役会において、平成20年6月開催予定の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件に、以下のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」）の導入を決定しましたので、その概要をお知らせします。

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的などからみて企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値や株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、今後当社が持続的に企業価値を向上させていくためには、多彩な技術を持ち、多様な市場において多面的な事業モデルを展開する多角化企業として、それらのシナジー（相乗効果）を活かし、挑戦的風土やブランド力をさらに活用・強化していくことが必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）

本プランは、上記 1. に記載した基本方針に沿って導入されるものであり、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保することなどを通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

本プランの概要は以下の通りです。

### 対象となる買付等

本プランは、当社株券等の保有割合が 20%以上となる買付等がなされる場合を適用対象とします。

### 買収者に対する情報提供の要求と独立委員会による勧告・検討

本プランでは、買付等を行う買収者に対して、事前に関付説明書などの提出を求め、独立委員会において、買収者に求めた情報が提出されてから原則として最長 90 日（最大 30 日まで延長可能）の期間内に、買付等の内容の検討、買収者と当社取締役会の経営計画等の比較検討、当社取締役会の代替案の検討、直接または間接に買収者との協議・交渉などを行います。独立委員会は、買付等が買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合など所定の要件に該当し、その実施が相当であると判断した場合には、当社取締役会に対し、本プランに従った新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当を実施すべき旨の勧告を行い、所定の要件に該当しない場合または該当しても実施が相当でないと判断した場合には、本新株予約権の無償割当を実施すべきでない旨の勧告を行います。

### 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、買収者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された本新株予約権を、全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てることを決議します。ただし、当社取締役会は、買収者が本プランに従っており、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、株主総会の開催が実務上可能である場合には、原則として、株主総会を招集し本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認する予定です。こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

### 新株予約権の当社による取得と当社株式の交付

本新株予約権の無償割当ては、当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で行われます。当社は、本新株予約権に付された取得条項により、買収者以外の株主の皆様から本新株予約

権を取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき当社株式 1 株を交付することができます。

本プランの有効期間・廃止

本プランの有効期間は 3 年とし、継続する場合は 3 年ごとに株主総会の承認を求めます。有効期間中であっても、当社株主総会または取締役会において本プランの廃止決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されます。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

旭化成株式会社 広報室 TEL : 03 - 3507 - 2060